

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	熱海町青木葉地区 (青木葉)	平成31年3月22日	令和5年3月3日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	40.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	3.2 ha

2 対象地区の課題

青木葉集落は総戸数58戸、総農家数33戸(うち販売農家数29戸)の山間農業集落である。経営耕地面積は38haで、うち水田34ha、畑2ha、樹園地2haとなっている。農業振興地域、特定農山村地域に指定されているもののDID距離が15～30分と近いために兼業農家が殆どである。このため、販売農家率は県平均より高いものの、主業農家率は2010年の22%から2015年には10%に減少し、農家数の減少率も22%と、2010年から2015年にかけて急激に農業離れが進行している。特に、地域内での担い手が不足していることから、離農した農家の所有する水田の多くは地区外の大規模農家に管理委託されているのが実態である。

地区の現状として、70歳以上の農業者の耕作面積のうち後継者未定の農地は10.7haで、地区内で今後中心経営体が引き受ける意向のある面積は3.2haとなっており、さらなる担い手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の農地は中心経営体である認定農業者3経営体及び2法人、その他1経営体が担っていく。今後集落内農業者だけでは農地の保全是難しいため、集落外の法人等の担い手に農地の集約を図る。
なお、集落内からの借り入れ希望者がある場合には農地中間管理機構を優先的に活用する。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
計	6 経営体		16.9 ha		20.1 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・農地中間管理機構の活用方針等
地区内の農地所有者は原則農地中間管理機構を活用し、地域の中心経営体へ農地の貸付を進めていく。
また担い手により分散している借地水田を水利系統ごとに交換分合・集約化し、作業の効率化が図られるよう地区内代表者との協議会の設立を検討する。

・地域農業全体について
補助事業等の活用により農作業用機械や施設の導入、更新などを行い、経営規模の拡大と効率的な営農体系を確立する。